

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第167号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市霧島保健福祉センターを改修し、令和6年4月1日から霧島市霧島公民館として供用開始することに伴い、本条例を廃止しようとするものである。